

第1回阪南市特別職給料等審議会 会議録（概要）

名称	第1回阪南市特別職給料等審議会
開催日時	令和7年9月5日（金） 午後3時00分～午後4時10分
開催場所	阪南市役所 全員協議会室
出席者	【委員】壬生会長、掛谷会長代理、泉委員、出口委員、吉田委員 5人出席（1人欠席） 【事務局】上甲市長、魚見総務部長、松尾秘書人事課長、中山秘書人事課主幹、新徳秘書人事課主査、根来秘書人事課総括主事、尾畠秘書人事課主事
傍聴人数	0人
議題	【諮問】 ①市長、副市長及び教育長の給料並びに議員報酬の額 ②市長、副市長及び教育長の期末手当並びに議員の期末手当の額
資料	資料1 阪南市特別職給料等審議会委員名簿 資料2 阪南市特別職給料等審議会条例 資料3-1 令和5年度主要財政指標（大阪府内 33団体） 資料3-2 令和5年度主要財政指標（類似団体（近畿圏） 28団体） 資料4 市の財政状況（財政非常事態宣言解除） 資料5 特別職の給与等の現状 資料6 大阪府内における特別職の給料の状況（条例本則） 資料7 類似団体（近畿圏）における特別職の給料の状況（条例本則） 資料8 大阪府内における議員報酬の状況（条例本則） 資料9 類似団体（近畿圏）における議員報酬の状況（条例本則） 参考資料 答申書（令和4年）
会議	<p>【次第1 開会】</p> <p>【次第2 あいさつ】</p> <p>市長 （あいさつ）</p> <p>【次第3 委員委嘱】</p> <p>事務局 （儀式の簡素化のため、予め机上に委嘱状を配付し、名前の読み上げ）</p> <p>【次第4-1 会長選出】</p> <p>委員 （会長に壬生委員を選出）</p> <p>会長 （承諾、あいさつ）</p> <p>【次第4-2 会長代理指名】</p> <p>会長 （掛谷委員を副会長に指名）</p> <p>副会長 （承諾）</p> <p>【次第5 諒問】</p> <p>事務局 （①市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議員報酬の額に関する事項、②市長、副市長及び教育長の期末手当並びに議員の期末手当の額に関する事項について、上甲市長から特別職給料等審議会へ諮問する。 各委員へ諒問書の写しを配付。）</p> <p>【次第6-1 調査（特別職の給料等について事務局から説明）】</p> <p>事務局 （資料1～9に基づき、阪南市の財政状況について、大阪府内及び類似団体における本市の財政力指數等が低い状況にあることや財政非常事態宣言の解除のこと、また、特別職、議員及び職員の給料の現状、人事院勧告の推移、大阪府内及び類似団体における特別職の給料額及び議員報酬が比較的低い状況にあることなどを事務局から説明。）</p> <p>【次第6-2 審議（委員からの意見、質疑・応答）】</p> <p>委員 資料4、財政非常事態宣言の解除について、令和5年度決算で解除基準の一つである「②財政調整基金15億円以上」を達成し、令和5・6年度決算で同じく解除基準の一つ「①財政調整基金の取り崩しなし」を達成したということは、自然と②は達成できているということでしょうか。</p> <p>事務局 お見込みのとおりです。</p> <p>委員 同じく資料4、経常収支比率は年々悪化し、解除基準の「③経常収支比率が95%以下」というのは令和6年度決算では達成できませんでした。これについて、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>事務局 経常収支比率は、毎年度経常的に収入される税収などの一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合で、高いほど余裕がない、弾力性がない財政状況であることを示しています。大阪府内の自治体のほとんどで高く、これは国の行政水準以上のものを自治体独自で行っているためです。 阪南市の経常収支比率が高い要因は、高齢化率が非常に高いために介護保険特別会計や国民健康保険特別会計への繰出金が類似団体に比べて非常に高い割合であるということです。これらは法的に決められた事業で抑えることはできないので、そういう弾力性がない部分に対する財源を何らかの形で確保していく必要があり、行財政構造改革プラン改訂版においてふるさと納税のより一層の推進などに取り組んでいるところです。 令和4年度決算において経常収支比率がいったん92%まで下がったのは、行革プラン改訂版の取組として行政サービスの基準を抑制し、緊縮財政としたためですが、本来はある程度の弾力性をもって事業を進めていかなければならぬと認識しており、今後は「①財政調整基金の取り崩しなし」、「②財政調整基金が15億円以上」という残り二つの財政規律で対応していきたいと考えています。</p>

委員	資料6~9、大阪府内の市や近畿圏の類似団体との給料や報酬の比較はカット前の額でしているが、他市のカットの状況は把握していますか。
事務局	例えば泉佐野市・泉南市・岸和田市・泉大津市では20%カットしています。近隣でカットしていないのは、高石市や和泉市、貝塚市などです。
委員	では、阪南市はカット前の条例本則の額も低いが、阪南市はカット率が高いので、カット後の額も低くなるということでしょうか。
事務局	条例本則の額が比較的低いのは確かですが、非常事態宣言が解除されたことで、市長の給与は本年10月からは10%カットに、副市長と教育長の給与はカットなしになります。
委員	特別職の給与や報酬の額は大阪府内の市や近畿圏の類似団体と比較すると、だいたいワースト10に入っていますが、同様にワースト10に入っている市で本市同様非常事態宣言を出しているところはあるのでしょうか。また、非常事態宣言が解除されてことによって、市民税額が安くなるなど、何かメリットはあるのでしょうか。
会長	大事な質問だと考えます。事務局、いかがでしょうか。
事務局	まず財政非常事態宣言ですが、隣接する泉南市が平成22年に「財政早期健全化宣言」を発令し、令和4年度末で解除しました。また、堺市では令和3年に「堺市財政危機宣言」を発出しましたが、令和5年には解除しています。従って、大阪府下で現在財政が危機的状況にあると宣言している自治体は他にないと認識しています。 本市が令和3年に非常事態宣言を発令したのは、当時は財政調整基金という貯金を取り崩して予算を組むという状況が8年続き、このままだと赤字への転落が懸念される状況だったからです。そして、このたび宣言を解除したのは、赤字転落という危機は当面の間回避できる見込みとなったためです。そのため、宣言を解除したからといって財政状況が良くなつたという認識はありません。 また、市民サービスについてですが、本市は税収基盤が弱いため他の自治体ができていることも追いついていないところがありますが、行財政構造改革プラン改訂版の各種取組も、できるだけ市民に負担をかけないよう、市独自の増税などはしておりませんでしたので、徴収税額が変わることはありません。ただ、今後は行財政構造改革プラン改訂版の取組を推進して確保した財源を活用して、就学前施設の更新などの子育て支援事業を進めたいと考えています。
会長	市財政は厳しい状況が続いているが、とりあえず貯金はできたというのが1つの大きな成果ですね。
委員	給与カットというのは、自主的に行うものなのでしょうか。またそれは制度上可能なのでしょうか。
事務局	制度上、市議会に議案として上程し、議決されれば、市長等の給与等を一定期間カットすることは可能です。例えば、現市長は本年1月から9月までは40%カットしてきて、10月以降は10%カットとなります。
委員	議員報酬についても同様でしょうか。
事務局	お見込みのとおり、議員報酬についても同様で、議案が上程され、議決されれば可能です。 ただし、市長・副市長・教育長は理事者として自らカットを申し出て議決されれば施行されるのですが、議会内で調整して議員報酬をカットする議案を上程しても、市議会議員は14名いて、ある会派の反対により否決されるということは、過去に何度かありました。
会長	私たちが本審議会において審議するのは、条例本則の給与や報酬の額です。特別職の方々がその額からどれだけカットするかというのは、次の段階のことになります。
委員	非常事態宣言解除によって多少は財政的なゆとりができ、これまで止まっていた施策が進められることがあります。
事務局	財政というのは、基本的に、1年分の収入をどこにどう配分するかということですが、税収や国からもらえる地方交付税には限りがあり、本市は年間約200億円の予算を組んでいます。それに対して財政調整基金が15億円というのは予算規模の1割に満たない額で、使い切るとまた財政状況が悪化してしまいます。 市民の方からは高齢者の分野に使うべきだ、子どもや教育の分野に使うべきだ、といった様々なご要望やご意見をいただきますが、市としては社会状況も鑑みながら選択と集中をして投資していくしかなければならず、全てにお応えできるわけではありません。ただ、財政の危機的状況は回避できたので、市民サービスはできる限り向上させる方向で取り組んでいきたいと考えています。
委員	本審議会は特別職の給与が妥当かどうかを調査・審議することですが、我々委員は何を基準に判断すればいいのでしょうか。他市と比較して財政状況が悪いので、現行の額が低いから上げるべきだ、というのは言い難いです。
事務局	近隣市や類似団体と比較し、特別職の役割や社会情勢などを踏まえて、例えば市長の給料は85万円が妥当か、といったことについてご意見いただきたいと考えます。
会長	結論としては、上げるべきである、下げるべきである、あるいは据え置きでいい、のいずれかになります。
委員	労働に対する対価として、市民が納得できる額で、なおかつ財政上無理のない額かということが、判断のポイントになると見えます。ただ、どのような物差しで測るかということが非常に難しいので、結局は近隣市や類似団体との比較によって結論を出すしかないのでしょうか。
委員	事務局側から、特別職の実績を示し、このように評価するがこの額が妥当か、とぶつけてくれたら判断しやすいと思います。
委員	本審議会で条例本則の額を決めたところで、ご本人がカットするというのなら、それだけの仕事ぶりということではないでしょうか。

事務局	民間企業であれば、収益が上がって利益がこれだけあるから社長と取締役の報酬はこれぐらい分配して、ということになるのでしょうかが、行政は毎年ほぼ決まった額の税収を財源として事業運営していくので、やはり財政状況が非常に重要な要素になると見えます。 また、委員からもご意見いただきましたように、阪南市民の目線で、阪南市の施策を担うトップである市長に対する期待に基づき、人材を確保するにはこれぐらいの金額が必要である、というご意見をいただきたいと思います。
会長	それは大変難しい議論になりますね。
委員	市長は頑張っていらっしゃるのでしょうかが、就任してまだ1年も経っていませんし、市民の中にも市長に賛同する人・しない人がいて、その評価は大変難しいと考えます。 資料を見ていて不思議に思うのは、財政的に余裕がある市でもそれが市長の給料に直結していないということです。
会長	また、財政規模が大きい市であっても、給料が高いとは限らないですね。
委員	民間の感覚からすると、よく頑張ってるんだからもっと上げてもいいのではと思う市も見受けられます。
委員	現市長は情報発信もされていますが、副市長となると、時折市長の代理を務められているのは知っていますが、具体的にどのようなことをされているのか見えません。
委員	判断の物差しがないように思います。
事務局	昨年11月の就任以来、市長におかれましては土日も地域の催しに出席されたりと、丸一日の休みがほぼない状況で公務に励んでおられます。その内容については定例記者会見やSNSで情報発信をされています。また、副市長は市長の公務のサポートや、催しや会議に市長と手分けして出席されるなどしています。
会長	教育長と市議会議員についてはどうでしょうか。
事務局	教育長は教育委員会の代表として、また教育行政のトップとして、指揮監督をされています。また、学校行事などにも出席されています。 市議会議員は本会議が年4回あって臨時会も含めて年16日、常任委員会が年22日あるほか、全員協議会や議員連絡会、議会運営委員会などが年30回以上あります。加えて、ご自身での活動や研修会等に参加される方もいます。
会長	特別職の方々がいずれも活動されているというのはわかりました。難しいのが、それがどれくらい市民のためにになっているのかがわかりにくいという点ですね。判断するのは難しいですが、こんな情報が欲しいといったリクエストはありませんか。
委員	阪南市で少子化が進む中、将来学校をどうするかというのも教育長が考えているのでしょうか。
事務局	教育長は教育行政を執行する教育委員会事務局の責任者であるとともに、教育委員会の代表として会務を総理しており、毎月教育委員会議を招集して教育行政の重要事項や基本方針を決定しています。 委員ご指摘の件に関しては、教育委員会の附属機関である「阪南市立学校のあり方検討委員会」を設置して、約3年をかけて、市内の小中学校をどういった形で運営していくのか、統合するのか、子どもたちの育ちをどのように見守っていくのかということを検討してもらって、本年2月に答申を得たところです。
委員	10月以降に市長の給料のカット率が下がり、副市長・教育長はカットされなくなるということですが、そのことで財政指標にどう影響するのでしょうか。
事務局	特別職の給与は市の一般財源から支出されますので、給料のカット率が下がることで経常収支比率という数字に影響があります。先ほど本市の予算規模は約200億円と申し上げましたが、経常収支比率を算出する分母となる、市が集めることができる経常一般財源等の額は約100億円です。本年1月から9月までの市長の給料カット40%分の総額が約420万円でしたから、100億円に対しては0.042%となり、仮にカットをやめると経常収支比率が0.042%悪化します。
委員	市長の給料のカット率が40%から10%になると、30%分悪化するということですね。
事務局	差引すると約260万円なので、10%カットになることで経常収支比率が0.026%悪化します。
委員	加えて、副市長と教育長のカットがなくなる分が上乗せされるわけですね。審議に影響するものではありませんが、どういう状況になるのか知りたくてお聞きしました。
会長	市長等の給料と議員報酬の額をどうするかについては、前回も苦慮しました。上げるべき積極的な要因もないけれど、一方でしっかり仕事をしていただきたいという思いが私たち委員にも、市民皆さんにもあって、下げるという選択肢もありませんでした。 これは私の考えなんですが、他団体と比較した資料を拝見していると、残念というか、阪南市は人口規模も小さいため様々な順位が低いのは、仕方がないのかなと感じます。東大阪市のような大きなかつと比較するのに違和感をおぼえる、というのは感覚的にご理解いただけるのではないかでしょうか。 市長等の給料と議員報酬の額を上げるにせよ、下げるにせよ、何かご意見はありますか。
委員	私としては、カットを検討するという余地があるということから、現行の額を保持するのがわかりやすくいいのではないかと考えます。
会長	それももっとなご意見だと思います。 絶対にこれが正解というものが出せるわけではありませんが、他の委員のご意見はどうでしょうか。
委員	同意見です。上げる理由も下げる理由もないと考えます。
委員	私も同意見です。
委員	私もそれでいいと考えます。

会長	一つ気になるのが、令和5年度決算時の類似団体の区分は人口規模が5万人以上10万人未満のところですが、阪南市の人口は今年5万人を割り込んだので、今後はその区分が変更されるのか、ということです。
事務局	本年10月に国勢調査が実施され、そこで阪南市の人口が算出されてその数字を5年間使うことになるのですが、調査の結果人口が5万人未満であれば、「人口5万人未満の都市」という区分になり、比較する類似団体も変わることになります。
会長	どの団体と比較して見るかによって、私たちに与える印象が変わってくると考えます。今来年度以降に本審議会を開催する時は、今回とは違った印象の資料が出てくるかもしれません、現在の判断材料としての資料を見る限りでは、皆様からご指摘いただいた通り、市長・副市長・教育長の給料と議員の報酬の額は現状維持でいくということでよろしいでしょうか。
委員	(賛成)
会長	では、本日予定しておりました諮問事項の①の審議は終了しました。 次回以降も皆様から質問やご意見をいただきまして、その結果を答申に反映させたいと考えております。まとめた答申の内容については次回以降の審議会で報告させていただきますので、それを基にさらにブラッシュアップして最終版にするという予定ですので、ご承知おきください。 次回、第2回阪南市特別職給料等審議会では、諮問事項の「②市長、副市長及び教育長の期末手当並びに議員の期末手当の額に関する事項について」審議したいので、こういった資料が欲しいという要望があれば、事務局へお願いします。
【次第7 その他】	
事務局	今後は第2回が10月開催、第3回が11月開催を予定しており、年内に市長に答申できればと考えています。 なぜそういうスケジュールかというと、今回特別職の給与を見直すとなれば条例改正が必要なので、令和8年3月の議会に上程できるようにということ、また、来年度予算の編成作業をするのが年末から年明けにかけてなのですが、改定した額を見込んで編成する必要があるためです。
会長	承知しました。 進行を事務局へお返します。
事務局	本日の案件は終了いたしましたので、以上をもちまして第7期第1回阪南市特別職給料等審議会を閉会します。 長時間にわたり、ありがとうございました。